

足場の組立て等特別教育講習会が開催されました

労働安全衛生規則が改正され、2015年7月1日より足場の組立て・解体・変更の作業に従事するものには、特別教育を受講することが義務付けられています。

開催日：令和7年10月23日（木）

会 場：石川県地場産業振興センター 第2研修室

受講者：9名

